

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令(仮称)案要綱(独立行政法人労働者健康安全機構法施行令の一部改正関係)」について、貴会の意見を求める。

押印を求 める手続 の見直 l のため 0) 厚生労働省関係政令 の 一 部を改正する政令 (仮称) 案要綱 (独立

行 政 法 人 労働 者 健 康 安全機 構 法 施 行 令 \mathcal{O} 部 改 正 関 係

第一 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令の一部改正

独立行政法人労働者健康安全機構が発行する独立行政法人労働者健康安全機構債券の募集に応じようと

する者は、 独立行政法人労働者健康安全機構 賃券申1 込証に署名又は記 記名押印 しなければならないこととさ

れ ているところ、 当該署名及び押印を不要とし、 氏名を記載しなけ ればならないこととすること。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。



厚生労働省発基安1118第5号 令和2年11月18日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久 工

別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(仮称)案要綱(労働安全衛生関係)」について、貴会の意見を求める。

押印 を求 める手続 \mathcal{O} 見直 l のた \Diamond の厚生労働省関係省令の一部を改正する省令 (仮称) 案要綱 (労働

安全衛生関係)

第一 じん肺法施行規則の一部改正

様式第二号、 様式第六号及び様式第八号について、 押印を不要とすること。

第二 炭鉱災害による 一酸化炭素中毒症に関す る特別措置法施行規則 の 一 部改正

様式第五号について、押印を不要とすること。

第三 労働安全衛生規則の一部改正

様式第一号、 様式第三号、 様式第四号の三から様式第四号の五まで、 様式第六号から様式第七号まで、

様式第十号、 様式第十九号の三、 様式第二十号、 様式第二十号の二、様式第二十号の四、 様式第二十一号

及び |様式第二十一号の七から様式第二十四号までについて、 押印を不要とすること。

第四 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

登 最製造 時 等 検 査 機関 がボ イラー 明 細 書又は 第一 種圧 力容器明細 書を申請者に交付する際、 構造検査

済の印を押すこととしているところ、 当該印を不要とすること。

登録製造時等検査機関がボイラー 溶接明細書又は第一 種圧力容器溶接明細書を申請者に交付する際、

溶 接 検 査 済 の印を押すこととしているところ、 当該 印を不要とすること。

三 登録製造時等検査機関がボイラー明細書又は第一種圧力容器明細書を申請者に交付する際、 使用検査

済の印を押すこととしているところ、 当該印を不要とすること。

兀 事 業者が 小型ボ イラーを設置したときに所轄労働基準 監督署長に提出する小型ボイラー明細書につい

て、 機械等検 定規則第四条の 合格 0 印が押され てい るも 0 に限るとの規定を削除すること。

五 様式第一 号から様式第三号までについて、 押印を不要とすること。

六 様式第五号を削除すること。

七 様式第六号から様式第八号までについて、押印を不要とすること。

八 様式第十号を削除すること。

九 様式第十一号か ら様式第十三号までについて、 押印を不要とすること。

十 様式第十四号を削除すること。

+ 様式第十五号から様式第十七号まで、様式第十九号から様式第二十四号まで及び様式第二十六号に

ついて、押印を不要とすること。

第五 クレーン等安全規則の一部改正

様式第一号、 様式第二号、 様式第四号及び様式第五号について、 押印を不要とすること。

様式第七号について、 「検査者印」を「検査者氏名」に改めること。

様式第八号から様式第十五号まで及び様式第十九号について、

押印を不要とすること。

三

兀 様式第二十一号について、 「検査者印」を 検 查者氏名」 に改めること。

五 様式第二十三号、 様式第二十五号及び様式第二十六号について、 押印を不要とすること。

六 様式第二十八号について、「検査者印」を「検査者氏名」に改めること。

七 様式第二十九号及び様式第三十号について、 押印を不要とすること。

第六 ゴンドラ安全規則の一部改正

様式第一号、 様式第二号及び様式第六号について、 押印を不要とすること。

様式第八号について、 「検査者印」 を「検査者氏名」に改めること。

 \equiv 様式第九号から様式第十四号までについて、押印を不要とすること。

第七 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

様式 第一 号か ら様式第二号の二まで及び様式第三号の二から様式第五号までについて、 押印を不要とす

ること。

第八 鉛中毒予防規則の一部改正

様式第一号、 様式第一号の二及び様式第三号について、 押印を不要とすること。

第九 四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正

様式第三号について、押印を不要とすること。

第十 特定化学物質障害予防規則の一部改正

様式第一号、様式第一号の二、 様式第三号、 様式第四号、 様式第五号、 様式第八号及び様式第十一号に

ついて、押印を不要とすること。

第十一 高気圧作業安全衛生規則の一部改正

様

式

第二号について、

押印を不要とすること。

第十二 電離放射線障害防止規則の一部改正

様式第一号、 様式第二号、 様式第二号の二及び様式第四号から様式第六号までについて、 押印を不要と

すること。

第十三 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

製造時等検査済の印の押印に関する事項を登録製造時等検査機関の業務規程で定めるべき事項から削

ること。

合格の 印 の押印に関する事 項を登録個別検定機関 の業務規程で定めるべき事 項から削ること。

三 様式第一 号から様式第七号の二まで及び様式第七号の四から様式第九号までについて、 押印を不要と

5

すること。

第十四 機械等検定規則の一部改正

個別検定 実施者 が 明 細書を個別検定申請者に交付する際、 合格の印を押すこととしているところ、当

該印を不要とすること。

様式第一号(一)、様式第一号 様式第二号 (一) 及び様式第二号 (三) から様式第二号 五

)までについて、押印を不要とすること。

三 様式第三号を削除すること。

兀 様 式 第六号及び 様式 第八号か ら様式第十号までについて、 押印を不要とすること。

第十五 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の 部改正

様式第三号について、押印を不要とすること。

第十六 作業環境測定法施行規則の一部改正

様式 第三号の二か ら様式第四号の三まで、 様式第四 | 号の 五. か ら様式第四 |号の: 九 まで、 様式第十一号から

様式第十六号まで、 様式第十八号、 様式第二十号及び様式第二十一号について、 押印を不要とすること。

第十七 粉じん障害防止規則の一部改正

様式 第一号から様式第四号までについて、 押印を不要とすること。

第十八 石綿障害予防規則の一部改正

様式 第一 号、 様式 第三号か ら様式第四号まで、 様式第五号の二、 様式第五号の四及び様式第六号につい

て、押印を不要とすること。

第十九 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離

放射線障害防止規則の一部改正

様式第一号及び様式第三号について、押印を不要とすること。

第二十 その他

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。